

シンガポールにおける NRIC 番号・FIN 等の保護に関する新ガイドラインの発表

2018年9月6日

One Asia Lawyers シンガポール ; JLC Advisors LLP

1、イントロダクション

シンガポール個人情報保護法（Personal Data Protection Act 2012、以下「PDPA」）は、1件でも個人情報を保有している事業者が対象となっており、したがって大規模な企業のみならず、小規模な企業および支店、駐在員事務所に対しても適用されます。同法に違反すると、企業には最大 100 万 SG ドルの罰金、企業の責任者に対しては 3 年以内の禁固刑という厳しい罰則が課せられる可能性があることとなります。また、監督機関である、個人情報保護委員会（Personal Data Protection Commission、以下「PDPC」）による令状なしの立ち入り調査も認められており、世界的にみても厳しいものとなっています。

この PDPA に関し、PDPC から、2018 年 8 月、シンガポール国民の登録識別カード番号（いわゆる NRIC¹番号）に関する新たなガイドライン²（以下「新ガイドライン」といいます。）が発表されました。この取り扱いは、外国人識別番号（Foreign Identification Numbers、FIN）、ワークパーミット番号及び出生証明番号（Birth Certificate Numbers）についても同様に適用されます（以下、総称して「NRIC 番号等」といいます。）

この新ガイドラインは、2019 年 9 月 1 日から適用されます。

2、新ガイドラインの概要

この新ガイドラインの内容は、主に次の通りです。

（1）事業者等（Organisations）による NRIC 番号等の取得・使用・開示の原則禁止

事業者等は、法律上認められる場合又は例外が認められる場合を除き、原則として NRIC 番号等を取得・使用・開示（collection, use or disclosure、以下「取得等」といいます。）してはならないことが明確にされました。これは、NRIC 番号等が個人情報の最たるものであり、その個人に関する非常に広範な情報が紐づけられていることから、保護の必要性が他の個人情報と比較しても更に高いこと等を理由としています。

また、新ガイドラインにおいては、具体例として、次のような場合に事業者等が法律（Act）又は規則（Regulation）上の根拠を有し、個人の NRIC 番号等を取得等することが認められると紹介しています。

- ・医師による治療を受ける場合
- ・ホテルへのチェックイン



¹ National Registration Identification Card

² ADVISORY GUIDELINES ON THE PDPA FOR NRIC AND OTHER NATIONAL IDENTIFICATION NUMBERS (<https://www.pdpc.gov.sg/-/media/Files/PDPC/PDF-Files/Advisory-Guidelines/Advisory-Guidelines-for-NRIC-Numbers---310818.pdf>)

- ・携帯電話の契約
- ・マッサージを受ける場合
- ・私立教育機関への申し込み
- ・会社への就職

このほか、PDPA 上、個人情報の取得等の規制の例外にあたる緊急事態（個人が意識不明状態に陥って病院に搬送される場合等）についても NRIC 番号等の取得等が認められるとされます。

上記はいずれも常識的に考えて、NRIC 番号等の取得等が問題ないケースであると言えると思われませんが、これらについては法律上の根拠があることになるため、今度、NRIC 番号等の取得等にあたってはこの「法律上の根拠の有無」という点に一層注意する必要があると言えます。

（2）事業者等による NRIC 番号等の保有の原則禁止

NRIC 番号等の保有（retention）についても、法律上許容される場合を除いて原則的に禁止されることが明確となりました。そして、事業者等がその顧客等を識別するためには、NRIC 番号等に代わる情報によって管理することが求められています。また、NRIC 番号等の数字下三桁+末尾のアルファベットの組み合わせ（例えば、「S1234567A」の番号における「567A」。以下「部分的 NRIC 番号」といいます。）のみであれば、それは NRIC 番号等とはみなさない旨も明らかにされました。

この点に関する具体例としては、次のようなものが挙げられています。

- ・ショッピングモールの買い物客に対する無料駐車券の配布
- ・映画チケットのオンライン購入
- ・店舗のメンバーシップ加入、ラッキードローへの参加
- ・コンドミニウム等への外部訪問者の登録
- ・自転車のレンタル 等



これらのケースにおいては、ビジネス上、各顧客について何らかの個人識別情報が必要と言えますが、そのために NRIC 番号等を取等してはならず、代わりに、NRIC 番号等を確認のみ行い、取得する情報としては部分的 NRIC 番号や顧客の氏名、車両番号、電話番号、メールアドレス等の代替手段により識別を行うべきとされます。

（3）NRIC 番号等の取得とはみなされない場合

以上のほか、新ガイドラインにおいては、「NRIC 番号等を管理又は保有する意図がなく、確認された NRIC 番号等が直ちに返却される場合」には、そもそも NRIC 番号等を「取得」したとはみなされないという点についても説明されています。

この具体例として、タバコの販売時における年齢確認を行う場合が挙げられています。

3、まとめ

以上の通り、新ガイドラインの内容は、新たなルールの策定というよりもむしろ、既存の枠組みを確認し、内容をより明確にするという点に重点が置かれているように見受けられます。

しかしながら、PDPA 上、保護される個人情報に含まれるものであっても、その保護の強度に差異が存在することが明らかになった点は新規性を有するとも考えられます。特に、従前は特段意識することなく NRIC 番号等を取得してきた事業者等においては、今後、「法律上の根拠があるかどうか」「PDPA 上、例外と認められるかどうか」について確認を行い、その取得や保有等にあたっては、より一層の慎重な配慮をする必要があると思われま

以上

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

info@oneasia.legal